

パンフェアを
開催したい！

自動販売機を
設置したい！

ウッドデッキを
設置したい！

家庭菜園でできた野菜の
産直市場を開きたい！

町内会や社会福祉協議会の皆さん！

バザーを
やりたい！

お住いの近くの公園で

みんなで作った
雑貨の販売会を
開きたい！

にぎわいづくりしませんか？

公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業
(小さなエリアマネジメント)

街区公園等の利用に関する規制(公園内で行う営利活動)を一部緩和して
地域の主体的なまちづくり活動を支援します！！

1 制度の目的

- ◎住民主体のにぎわいづくり活動
の活性化
- ◎地域活動の財源確保
による地域コミュニティの活性化

2 できること

(規制緩和の内容)

◎ 物品販売等を主目的とする 営利活動

例： バザー、産直市、グルメフェア etc.

◎ 自動販売機の設置※

例： 清涼飲料水の自動販売機

指定管理者制度の自主事業

◎ 公園改良の提案※

例： 芝生やウッドデッキの整備 etc.

○公園使用料・占用料を免除します！

※前年度又は直近1年以内にお祭り等のにぎわいづくりイベント(公園使用許可を伴うもの)の2回以上の実施が要件

3 お約束いただくこと

- ◎住民主体のまちづくり活動として
地域のにぎわいづくりのために
行うこと
- ◎本制度に基づく活動による
収益の全てを町内会等の活動費に
充てること
- ◎近隣・地域住民の同意を得ること

4 申請できる団体・場所

〔団体〕町内会・自治会、連合町内会・自治会、
地区・学区社会福祉協議会、ひろしま
LMO など

〔場所〕町内会等の区域内にある街区公園

相談・問合せ・申請先

各区役所地域起こし推進課・維持管理課

まずは地域起こし推進課へ御相談ください！
※制度の詳細はパンフレット・手引きを御覧ください。



詳しくは
ホームページへ！

<制度の内容(一覧表)>

		㊦営利イベントの実施	㊥自動販売機の設置	㊧公園改良
制度の目的		住民主体のにぎわいづくりの活性化 地域活動の財源確保		
規制緩和の内容		物品販売等を主目的とする 営利活動の実施	自動販売機 (清涼飲料水) の設置	公園施設設置・管理許可 ※指定管理期間内に限る
手続き		公園施設の使用許可	公園施設設置・管理許可	①公園施設設置・管理許可 ②指定管理者制度の事業計画変更
使用料・占用料		免除		
制度活用 の条件		- 本制度により町内会等が得る収益の全てを、申請者である町内会等の活動費に充てること - 活動の一部に企業活動を含む場合や、近隣に音・におい・振動等の影響が発生しうる場合等は、近隣・地域住民の同意を得ていること		
対象施設		街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地		
申請要件	組織	町内会等 ①単位町内会・自治会 ②連合町内会・自治会又は地区・学区社会福祉協議会 ③公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体（例：ひろしま LMO）		
	維持管理実績	なし (※対象施設を管理していない町内会等も対象)	対象施設の 公園清掃等報奨金 制度利用団体 又は指定管理者 (申請者の構成団体が該当する場合も可)	対象施設の 指定管理者
	活動実績	なし	前年度又は直近1年以内に、 にぎわいづくりイベントを2回以上実施 （継続申請は、 前年度2回実施）している。	
手続き窓口	区地域 起こし 推進課	- 申請への相談対応 - 申請要件の確認 - 副申書の発行等		- 指定管理に係る事業計画作成への相談対応 - 維持管理課と協議調整 - 副申書の発行等
	区維持 管理課	公園使用許可、公園施設設置・管理許可等		- 公園施設設置管理許可、占用許可等 - 指定管理に係る各種手続き